

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件三件 一七三
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一七四
  - 計量器の定期検査を実施する件 一七五
  - 国土調査として指定した件 一七五
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一七五
  - 保安林の指定をする予定である件二件 一七五
  - 道路の区域を変更する件 一七六
  - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一七六
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一七六
  - 公 告**
  - 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 一七七
  - 正 誤**
  - 令和三年十二月十日付け定例第二百五十三号中 一七七

## 告 示

### 福島県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び西郷村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）クスリのアオキ白河西郷店 福島県西白河郡西郷村大字米字西原七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

当該店舗の新設により、東側道路の交通量増大が見込まれることから、道路幅の増幅もしくは待避所の設置、混雑時の警備員の配置や減速・一時停止を促す注意喚起の標示を行うなど、道路利用者の交通に係る危険防止の対策を検討すること。

土日祝日や通勤時間帯、帰宅時間帯は国道二百八十九号が渋滞するため右折にて当該店舗及び東側道路への進入が難しく渋滞の原因となることが見込まれるため、警備員の配置による交通整理など、渋滞緩和及び事故防止の対策を検討すること。

東側道路と国道との接合部について交通量の増加が見込まれることからグレーチングについて補強の検討を行うこと。

2 廃棄物に係る事項

廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、適正に処理するとともに可能な限り減量化及びリサイクルに努めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者  
個人 一名

2 意見の概要

(一) 駐車需要の充足等交通に係る事項

村道西原三号線については、道幅が狭く歩道が無いため、道幅を拡幅するなどし、歩道の確保をすべき。

また、出店計画地周辺の国道二百八十九号は通学路に指定されているが、信号のない横断歩道で交通事故が発生しているため、安全確保の対策を要すると思われる。

(二) 街並みづくり等への配慮

店舗高さ及び看板の位置について、近隣住民への配慮をしていただきたい。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二二四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニクロいわき平店 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年四月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ本宮岩根店 福島県本宮市岩根字北原田六七番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
令和四年四月八日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
福島県知事 内堀 雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月二日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	二本松市岩代支所
		同 午後一時三〇分から 午後三時四十五分まで	新殿住民センター
		五月二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	二本松市安達支所
		五月二三日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
		五月一七日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	東和文化センター
		五月一八日 午前一〇時から 午前一二時まで	二本松市役所

右に掲げる市村	本宮市	安達郡大玉村			
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの					
五月三〇日から六月二日 九日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで	五月二七日 午前一〇時三〇分から 午前十一時三〇分まで	五月二六日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二五日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	五月二〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月一九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
福島県計量検定所	本宮市役所白沢総合支所	本宮市役所	大玉村役場分庁舎	同	同

午後一時から  
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
二本松市、本宮市及び安達郡大玉村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から二〇月二日 一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第二百六十三号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和四年四月八日次のとおり指定した。  
令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行う者の名称  
埴町

二 調査地域  
埴町大字片貝の一部、大字湯岐の一部

三 調査期間  
令和四年四月十一日から令和五年三月三十一日まで

（農村計画課）

**福島県告示第二百六十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により小田高原土地改良区から令和四年三月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月一日認可した。  
令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第二百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南相馬市小高区浦尻字前田四一、四二の一、四三の一、六五から七二まで、八二から九一まで、九二の一、字北向一〇八、一〇九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡浪江町大字請戸字川原一、二、七の一、八の一、九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字岳ノ楹一番四地先か ら 同 郡同 町大字野上 字野上国有林五一〇林 班は二小班地先まで	変更前 A 一六・三 九四・〇 B 九・八 二四・〇	変更後 A 一六・三 九四・〇 B 九・八 一九・四	六〇〇・〇 五八〇・〇 四二八・〇 五八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間
県道水原福島線	福島市杉妻町一四番二地先から同市上町七番一地先までの上り線 福島市杉妻町一番地先から同市大町六番一〇地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称  
福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
県北都市計画道路事業 三・三・百五号 太平寺岡部線
- 三 事業認可の年月日  
平成二十五年六月十四日
- 四 事業施行期間  
(変更前) 平成二十五年六月十四日から平成三十七年三月三十一日まで  
(変更後) 平成二十五年六月十四日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地  
収用の部分 平成二十五年六月十四日告示第四百四十号の事業地のうち、森合町及び狐塚において事業地を変更する。  
使用の部分 平成二十五年六月十四日告示第四百四十号の事業地に森合町、狐塚畑、狐塚及び御山町を加える。  
(まちづくり推進課)

### 公 告

#### 公告第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。  
令和四年四月八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
梁川町土地改良区	五斗蒔	令和元年十月十一日から同月二十六日まで	令和二年一月二十日	令和四年三月二十日
同	新堰	での間の暴風雨及び豪雨による災害	九日	二日
同	下馬場堰	同	令和二年一月二十日	令和四年三月二十日
同	梅ノ木	同	九日	二日
同	沢堰第	同	令和二年一月二十日	令和四年三月二十日

(農村計画課)

### 正 誤

○令和三年十二月十日付け定例第二百五十三号中

ページ	段	行	正	誤
五二一	下	一七	混合石灰肥料	副産石灰肥料